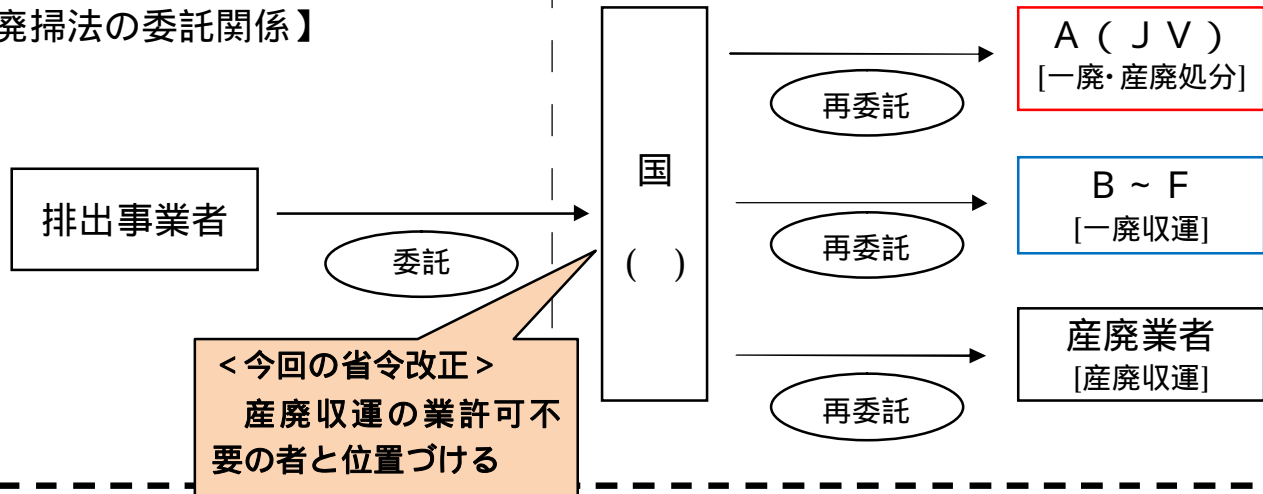


### 福島県内における特定廃棄物等処理事業のスキーム

放射能濃度 8,000Bq/kg 以下の  
農林業系廃棄物等の処理  
【廃掃法の委託関係】

国直轄事業として、A～Fと産廃業者は、  
国の指示・監督の下で、すべての廃棄物の  
収集運搬・処分を実施



特定廃棄物の処分の委託とあわせて一廃・産廃の処分の委託を受ける者として、業許可不要の者と位置付ける

特定廃棄物の収集運搬の委託とあわせて一廃の収集運搬の再委託を受ける者として、業許可不要の者と位置付ける

( ) 国は、施設設置者として、一廃・産廃施設の設置許可を受けるとともに、技術管理者を設置

特定廃棄物の処理  
【特措法の委託関係】

